

00672

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

この条例中「遊興飲食税」を「料理飲食等消費税」に、「遊興飲食税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第二条第五号中「各納期における納付額」の下に「納付の場所」を加える。

第四条中「徴収金に関する財産差押を行う場合にあっては、その命令を受けた徴税吏員であることを証明する第七号様式による証票を」を削る。

第二十四条第一項中「第十七条第一項」を「法第十五条の三」に改め、同条第二項を削る。

第二十九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて課する。第三十条から第三十三条までを次のように改める。

(収益の帰属する者が名義人である場合における県民税の納税義務者)

第三十条 資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を

享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る県民税は、当該収益を享受する者に課する。

(県民税と信託財産)

第三十一条 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、県民税を課する。ただし、合同運用信託(信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)又は証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。)の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

(個人の県民税の非課税の範囲)

第三十二条 次の各号の二に該当する者に対しては、県

民税を課さない。

一 前年中において所得を有しなかつた者

二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による生活扶助を受けている者

三 障害者、未成年者、老年者又は寡婦(これらの者が前年中において十五万円をこえる所得を有した場合は除く。)

2 前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第十一条の二の規定の適用を受けるもの(障害者、未成年者、老年者又は寡婦である者を除く。)を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に県民税を課する。

3 県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。

(所得割の税率)

千円をこえる金額	百分の四・四
二万円をこえる金額	百分の四・八
三万円をこえる金額	百分の五・二
五万円をこえる金額	百分の五・六

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ法第三十四条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。

(簡易税額表)

第三十三条の二 所得割の納税義務者で課税総所得金額(法第三十六条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定によつて計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。)、課税退職所得金額又は課税山林所得金額がそれぞれ百万円以下のものに対して課する所得割の額は、前条及び法第三十六条の規定によつて計算した金額によらず、その者

第三十三条 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該税率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

十万円以下の金額	百分の〇・八
十万円をこえる金額	百分の一・二
二十万円をこえる金額	百分の一・六
五十万円をこえる金額	百分の二・〇
百万円をこえる金額	百分の二・四
百五十万円をこえる金額	百分の二・八
二百五十万円をこえる金額	百分の三・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・〇

の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に同じ、別表の簡易税額表に定める金額によるものとする。ただし、法第三百十四条の五に規定する市町村民税に係る簡易税額表を定めていない市町村の長から、当該市町村が当該市町村民税とあわせて賦課徴収する県民税の所得割について、別表の簡易税額表に定める金額によらない旨の申出があつたときは、この限りでない。

2 知事は、別表の簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分と法第三百十四条の五の規定による市町村民税の簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分とが異なる場合において、市町村長から別表の簡易税額表の当該区分を変更するよう申請があつたときは、別表の簡易税額表による金額と著しく均衡を失しない範囲内において、当該市町村が当該市町村民税とあわせて賦課徴収する県民税の所得割について適用すべき簡易税額表を定めるも

のとする。
第三十七条第一項から第三項までを次のように改める。

第三十七条 市町村長は、次の各号に掲げる事項をその年の六月三十日までに知事に報告しなければならない。

- 一 個人の県民税の納税義務者数
- 二 県民税及び市町村民税の均等割額、所得割額のそれぞれの総額
- 三 県民税及び市町村民税の所得割の課税標準額

2 市町村長は、前項の規定により報告する外、毎月分の個人の県民税の賦課徴収状況を翌月十日までに知事に報告しなければならない。

3 市町村長は、法第四十五条の規定によつて県民税を減免した場合においては、その事由、件数及び金額を前項の報告にあわせて報告しなければならない。

第三十七条の二第一号中「法第三百二十一条の四第一項」の下に「(同条第七項において準用する場合を合

む。」を加える。

第四十二条中「第六項」を「第七項」に改める。

第四十七条を次のように改める。

(収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者)

第四十七条 資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(事業税と信託財産)

第四十七条の二 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託(信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)又は証券投資信託(証券投資信

託法第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。)の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

第五十条第一項第三号中「所得から法第七十二条の二十一に規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」という。)」を「所得」に、「課税所得金額」を「所得」に改め、同項第四号及び第五号中「課税所得金額」を「所得」に改める。

第五十三条第二項中「又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合」を「若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書を提出した法人又は法第七十二条の三十九若しくは法第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書に記載した又は当該更正

若しくは決定に係る課税標準額又は事業税額について不足額がある場合」に改め、同条第三項中「当該更正又は決定を受けた日」を「当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日」に改める。

第五十八条を次のように改める。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第五十八条 個人が行なう事業に対する事業税の納税義務者は、自治省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年(以下本項中「当該年」という。)の三月二十日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から一月以内に)、当該年の前年中の事業の所得(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業廃止の日までの事業の所得)並びに法第七十二条の十七第三項、第四項及び第六項の控除並びに法第七十二条の十八第二項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申

告しなければならない。

2 前項の納税義務者は、所得税法第二十七条第一項、第二項、第三項若しくは第五項(同法第二十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による申告書を政府に提出した場合又は同法第四十四条第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受け、若しくは同法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知を受けた場合においては、当該申告書を提出し、又は当該通知を受けた日から十日以内に、自治省令の定めるところにより、その旨その他当該納税義務者の事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

第六十八条の次に次の三条を加える。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の還付申請)

第六十八条の二 法第七十三条の二十七第一項の規定の

適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 還付を受けようとする不動産取得税の年度及び税額
- 二 土地の所在、地番、地目及び地積
- 三 土地の取得年月日
- 四 住宅の着工及び完成年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請)

第六十八条の三 法第七十三条の二十七の二第二項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した徴収猶予申請書に譲渡担保財産の設定に関する契約書の写を添付して第六十四条の不動産の取得に関する申告をする際にあわせて知事に提出しなければならない。

- 一 不動産取得税の対象となつた譲渡担保財産の所在及び名称
- 二 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期日

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について法第七十三条の二十七の二第二項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の還付申請)

第六十八条の四 法第七十三条の二十七の二第四項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した還付申請書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 還付を受けようとする不動産取得税の年度及び税額
- 二 譲渡担保財産の所在及び名称
- 三 譲渡担保財産の設定の年月日

四 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該担保財産が移転した年月日

第六十九条各号列記以外の部分中「第十八条の規定による申請書に、」を「当該還付を受けようとする不動産取得税の年度及び税額を記載した還付申請書に、」に改める。

第七十条に次の一号を加える。

三 前各号に掲げるものの外、特別の事情により知事が必要と認めたもの

第七十七条各号を次のように改める。

- 一 舞踏場
- 二 ゴルフ場及びゴルフ練習場
- 三 ばちんこ場及び射的場
- 四 まあじやん場及びたまつき場
- 五 モーターボート場
- 六 風船ゲーム場及びビンゴゲーム場
- 七 囲碁会所及び将棋会所
- 八 前各号に掲げる施設に類する施設

第七十八条第五項中「その他総理府令で定める施設」を「、スマートボール場、射的場、風船ゲーム場、ビンゴゲーム場、囲碁会所及び将棋会所」に改める。

第七十九条第一項各号を次のように改め、第二項を削る。

- 一 ゴルフ場その他これに類する施設
 - 利用料金の百分の三十
 - 二 前号以外の施設
 - 利用料金の百分の十五
- 第七十九条第三項中「ばちんこ場」を「ばちんこ場及びスマートボール場」に、
- 「射的場 一級 射的台延長一尺につき 月額 三百円
 - 二級 " " 二百円
 - 三級 " " 百円
- を「射的場 一級 射的台延長一メートルにつき
- 月額 九百円
 - 二級 " " 六百円
 - 三級 " " 三百円

に、「風船ゲーム場、ビンゴゲーム場その他これらに類する施設」を「風船ゲーム場及びビンゴゲーム場」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九十四条第二項を削る。

第九十四条の三第一項中「三百円」を「五百円」に改め、同条第二項中「百五十円」を「二百五十円」に改める。

第九十四条の四第一項中「八百円」を「千円」に改める。

第一百十条第二号及び第三号を次のように改める。

二 トラック、ただし、乗車定員が三人をこえるものにあつては、次に掲げる額にそれぞれ五千円を加算した額とする。

- 最大積載量が一トン以下のもの 年額 七千円
- 一 トンをこえ二トン以下のもの 年額 九千円
- 二 トンをこえ三トン以下のもの 年額 一万一千円

三 トンをこえ四トン以下のもの 年額 一万三千元

四 トンをこえ五トン以下のもの 年額 一万五千元

五 トンをこえ六トン以下のもの 年額 一万七千五百円

六 トンをこえ七トン以下のもの 年額 二万五百円

七 トンをこえ八トン以下のもの 年額 二万三千五百円

最大積載量が八トンをこえるものの年額は、八トンをこえる積載量が一トンまでを増すごとに最大積載量が七トンをこえ八トン以下のものの額に四千円を加算した額とする。

トレーラー(けん引車又は被けん引車をいう。以下同じ。)

三 バス 年額 一万二千五百円

主として観光貸切用のもの

乗車定員が三十人以下のもの	年額 二万円
三十人をこえ四十人以下のもの	年額 二万五千円
四十人をこえ五十人以下のもの	年額 三万円
五十人をこえ六十人以下のもの	年額 三万五千円
六十人をこえ七十人以下のもの	年額 四万円
七十人をこえ八十人以下のもの	年額 四万五千円
八十人をこえるもの	年額 五万円
トレーラー	年額 二万八千円
その他	
乗車定員が三十人以下のもの	年額 一万二千円
三十人をこえ四十人以下のもの	年額 一万四千円
四十人をこえ五十人以下のもの	
五十人をこえ六十人以下のもの	年額 一万六千五百円
六十人をこえ七十人以下のもの	年額 一万九千円
七十人をこえ八十人以下のもの	年額 二万一千五百円
八十人をこえるもの	年額 二万四千五百円
トレーラー	年額 二万七千五百円
トレーラー	年額 一万八千円
第百十條第五号を次のように改める。	
五 三輪の小型自動車	
最大積載量が一トン以下のもの	年額 三千八百円
一トンをこえるもの	年額 五千八百円
トレーラー	
けん引車又は最大積載量が四トン以下の被けん引	

車	年額 三千二百円
最大積載量が四トンをこえる被けん引車	年額 六千二百円
第百二十五条第二号中「当該年度の初日の属する年の前年分の所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が同法第十一条の四から第十二条までに規定する控除額の合計額に満たないもの」を「狩猟業若しくは林業を主たる生業とする者で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもの」に改める。	
第百三十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項中「軽油及び揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。))をいい、同法第十六条の規定によつて揮発油税を免除された揮発油を除く。以下同じ。))以外の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	
2 軽油引取税は、前項に規定する場合のほか、特約業	
者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合においては、その販売量(当該販売に係る軽油にすでに軽油引取税又は揮発油税が課され又は課されるべき軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。))をいう。以下同じ。))が含まれているときは、当該販売に係る軽油の数量から、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除して得た数量とする。)を課税標準として、当該販売業者に課する。	
第百三十九条各号を次のように改める。	
一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取	
二 海上保安庁その他施行令で定める者が航路標識法	

(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識その他施行令で定める公共の用に供する施設の電源用に供する軽油の引取

三 日本国有鉄道、地方鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので施行令で定めるものの動力源に供する軽油の引取

四 農業又は林業を営む者が動力耕うん機その他施行令で定める機械の動力源に供する軽油の引取

五 陶磁器製造業その他施行令で定める事業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成の用途その他施行令で定める用途に供する軽油の引取

第百四十条中「一万四百円」を「一万二千五百円」に改める。

第百四十一条中「第百三十六条第二項」を「第百三十六条第二項若しくは第三項」に改める。

第百四十五条各号列記以外の部分中「及び第三十二号

の二様式」を「第三十二号の二様式又は第三十二号の三様式」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第百三十六条第二項」を「第百三十六条第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第百三十六条第二項の販売業者にあつては、毎月十五日までに前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量及び税額

第百四十九条の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請)

第百四十九条の二 法第七百条の二十一の二第一項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、第三十六号様式又は第三十六号の二様式の申請書に徴収不能の額等の還付又は納入義務の免除を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

第一号様式の前に次の別表を加える。

別表 簡易税額表

課税される所得金額		税 額	課税される所得金額		税 額
か	ら		ま	で	
円		円		円	円
	1,499	0	57,000	57,999	450
1,500	2,499	10	58,000	58,999	460
2,500	3,499	20	59,000	59,999	470
4,000	4,999	30	60,000	61,999	480
5,000	6,499	40	62,000	62,999	490
6,500	7,499	50	63,000	63,999	500
7,500	8,999	60	64,000	64,999	510
9,000	9,999	70	65,000	66,999	520
10,000	11,499	80	67,000	67,999	530
11,500	12,499	90	68,000	68,999	540
12,500	13,999	100	69,000	69,999	550
14,000	14,999	110	70,000	70,999	560
15,000	16,499	120	71,000	72,999	570
16,500	17,499	130	73,000	73,999	580
17,500	18,999	140	74,000	74,999	590
19,000	19,999	150	75,000	76,999	600
20,000	21,499	160	77,000	77,999	610
21,500	22,499	170	78,000	78,999	620
22,500	23,999	180	79,000	79,999	630
24,000	24,999	190	80,000	81,999	640
25,000	26,499	200	82,000	82,999	650
26,500	27,499	210	83,000	83,999	660
27,500	28,999	220	84,000	84,999	670
29,000	29,999	230	85,000	86,999	680
30,000	31,999	240	87,000	87,999	690
32,000	32,999	250	88,000	88,999	700
33,000	33,999	260	89,000	89,999	710
34,000	34,999	270	90,000	91,999	720
35,000	36,999	280	92,000	93,999	730
37,000	37,999	290	94,000	95,999	750
38,000	38,999	300	96,000	97,999	760
39,000	39,999	310	98,000	99,999	780
40,000	41,999	320	100,000	101,999	800
42,000	42,999	330	102,000	103,999	820
43,000	43,999	340	104,000	105,999	840
44,000	44,999	350	106,000	107,999	870
45,000	46,999	360	108,000	109,999	890
47,000	47,999	370	110,000	111,999	920
48,000	48,999	380	112,000	113,999	940
49,000	49,999	390	114,000	115,999	960
50,000	51,999	400	116,000	117,999	990
52,000	52,999	410	118,000	119,999	1,010
53,000	53,999	420	120,000	121,999	1,040
54,000	54,999	430	122,000	123,999	1,060
55,000	56,999	440	124,000	125,999	1,080

課税される所得金額		税 額	課税される所得金額		税 額
か	ら		か	ら	
354,000	356,999	4,460	522,000	525,999	7,240
357,000	359,999	4,510	526,000	529,999	7,320
360,000	362,999	4,560	530,000	533,999	7,400
363,000	365,999	4,600	534,000	537,999	7,480
366,000	368,999	4,650	538,000	541,999	7,560
369,000	371,999	4,700	542,000	545,999	7,640
372,000	374,999	4,750	546,000	549,999	7,720
375,000	377,999	4,800	550,000	553,999	7,800
378,000	380,999	4,840	554,000	557,999	7,880
381,000	383,999	4,890	558,000	561,999	7,960
384,000	386,999	4,940	562,000	565,999	8,040
387,000	389,999	4,990	566,000	569,999	8,120
390,000	393,999	5,040	570,000	573,999	8,200
394,000	397,999	5,100	574,000	577,999	8,280
398,000	401,999	5,160	578,000	581,999	8,360
402,000	405,999	5,230	582,000	585,999	8,440
406,000	409,999	5,290	586,000	589,999	8,520
410,000	413,999	5,360	590,000	593,999	8,600
414,000	417,999	5,420	594,000	597,999	8,680
418,000	421,999	5,480	598,000	601,999	8,760
422,000	425,999	5,550	602,000	605,999	8,840
426,000	429,999	5,610	606,000	609,999	8,920
430,000	433,999	5,680	610,000	613,999	9,000
434,000	437,999	5,740	614,000	617,999	9,080
438,000	441,999	5,800	618,000	621,999	9,160
442,000	445,999	5,870	622,000	625,999	9,240
446,000	449,999	5,930	626,000	629,999	9,320
450,000	453,999	6,000	630,000	634,999	9,400
454,000	457,999	6,060	635,000	639,999	9,500
458,000	461,999	6,120	640,000	644,999	9,600
462,000	465,999	6,190	645,000	649,999	9,700
466,000	469,999	6,250	650,000	654,999	9,800
470,000	473,999	6,320	655,000	659,999	9,900
474,000	477,999	6,380	660,000	664,999	10,000
478,000	481,999	6,440	665,000	669,999	10,100
482,000	485,999	6,510	670,000	674,999	10,200
486,000	489,999	6,570	675,000	679,999	10,300
490,000	493,999	6,640	680,000	684,999	10,400
494,000	497,999	6,700	685,000	689,999	10,500
498,000	501,999	6,760	690,000	694,999	10,600
502,000	505,999	6,840	695,000	699,999	10,700
506,000	509,999	6,920	700,000	704,999	10,800
510,000	513,999	7,000	705,000	709,999	10,900
514,000	517,999	7,080	710,000	714,999	11,000
518,000	521,999	7,160	715,000	719,999	11,100

課税される所得金額		税 額	課税される所得金額		税 額
か	ら		か	ら	
126,000	127,999	1,110	219,000	221,999	2,300
128,000	129,999	1,130	222,000	224,999	2,350
130,000	131,999	1,160	225,000	227,999	2,400
132,000	133,999	1,180	228,000	230,999	2,440
134,000	135,999	1,200	231,000	233,999	2,490
136,000	137,999	1,230	234,000	236,999	2,540
138,000	139,999	1,250	237,000	239,999	2,590
140,000	141,999	1,280	240,000	242,999	2,640
142,000	143,999	1,300	243,000	245,999	2,680
144,000	145,999	1,320	246,000	248,999	2,730
146,000	147,999	1,350	249,000	251,999	2,780
148,000	149,999	1,370	252,000	254,999	2,830
150,000	151,999	1,400	255,000	257,999	2,880
152,000	153,999	1,420	258,000	260,999	2,920
154,000	155,999	1,440	261,000	263,999	2,970
156,000	157,999	1,470	264,000	266,999	3,020
158,000	159,999	1,490	267,000	269,999	3,070
160,000	161,999	1,520	270,000	272,999	3,120
162,000	163,999	1,540	273,000	275,999	3,160
164,000	165,999	1,560	276,000	278,999	3,210
166,000	167,999	1,590	279,000	281,999	3,260
168,000	169,999	1,610	282,000	284,999	3,310
170,000	171,999	1,640	285,000	287,999	3,360
172,000	173,999	1,660	288,000	290,999	3,400
174,000	175,999	1,680	291,000	293,999	3,450
176,000	177,999	1,710	294,000	296,999	3,500
178,000	179,999	1,730	297,000	299,999	3,550
180,000	181,999	1,760	300,000	302,999	3,600
182,000	183,999	1,780	303,000	305,999	3,640
184,000	185,999	1,800	306,000	308,999	3,690
186,000	187,999	1,830	309,000	311,999	3,740
188,000	189,999	1,850	312,000	314,999	3,790
190,000	191,999	1,880	315,000	317,999	3,840
192,000	193,999	1,900	318,000	320,999	3,880
194,000	195,999	1,920	321,000	323,999	3,930
196,000	197,999	1,950	324,000	326,999	3,980
198,000	199,999	1,970	327,000	329,999	4,030
200,000	201,999	2,000	330,000	332,999	4,080
202,000	203,999	2,030	333,000	335,999	4,120
204,000	205,999	2,060	336,000	338,999	4,170
206,000	207,999	2,090	339,000	341,999	4,220
208,000	209,999	2,120	342,000	344,999	4,270
210,000	212,999	2,160	345,000	347,999	4,320
213,000	215,999	2,200	348,000	350,999	4,360
216,000	218,999	2,250	351,000	353,999	4,410

課税される所得金額			課税される所得金額		
か	ら	まで	か	ら	まで
円	円	円	円	円	円
720,000	724,999	11,200	895,000	899,999	14,700
725,000	729,999	11,300	900,000	904,999	14,800
730,000	734,999	11,400	905,000	909,999	14,900
735,000	739,999	11,500	910,000	914,999	15,000
740,000	744,999	11,600	915,000	919,999	15,100
745,000	749,999	11,700	920,000	924,999	15,200
750,000	754,999	11,800	925,000	929,999	15,300
755,000	759,999	11,900	930,000	934,999	15,400
760,000	764,999	12,000	935,000	939,999	15,500
765,000	769,999	12,100	940,000	944,999	15,600
770,000	774,999	12,200	945,000	949,999	15,700
775,000	779,999	12,300	950,000	954,999	15,800
780,000	784,999	12,400	955,000	959,999	15,900
785,000	789,999	12,500	960,000	964,999	16,000
790,000	794,999	12,600	965,000	969,999	16,100
795,000	799,999	12,700	970,000	974,999	16,200
800,000	804,999	12,800	975,000	979,999	16,300
805,000	809,999	12,900	980,000	984,999	16,400
810,000	814,999	13,000	985,000	989,999	16,500
815,000	819,999	13,100	990,000	994,999	16,600
820,000	824,999	13,200	995,000	999,999	16,700
825,000	829,999	13,300			
830,000	834,999	13,400		1,000,000円	16,800
835,000	839,999	13,500			
840,000	844,999	13,600			
845,000	849,999	13,700			
850,000	854,999	13,800			
855,000	859,999	13,900			
860,000	864,999	14,000			
865,000	869,999	14,100			
870,000	874,999	14,200			
875,000	879,999	14,300			
880,000	884,999	14,400			
885,000	889,999	14,500			
890,000	894,999	14,600			

事業税(個人)徴税令書

県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第 号	(納入)住所					
昭和 年度	氏名					
課税客体	課税標準額	税率	税 額			
期 別	納 期 限	税 額				
第 1 期	昭和 年 月 日	十 万 千 百 十 円				
第 2 期	昭和 年 月 日					
随 時	昭和 年 月 日					
納付場所	鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局					
上記のとおり納めて下さい。						
1. この県税は、地方税法第72条、鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。						
2. 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切り捨てる。)につき1日3銭の割合で計算した額で延滞金を徴収します。						
昭和 年 月 日						
鳥取県知事氏 名 印						

金庫又は郵便局印	領収日付印
----------	-------

(表

面)

領収済通知書(正本)

県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第 号	(納入)住所					
昭和 年度	氏名					
(款)	(項)	(目)	期			
県 税	普 通 税	事 業 税				
税 額	十 万 千 百 十 円					
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						
計						
納 期 限	昭和 年 月 日					
上記のとおり領収しましたので通知します。						
ま 指 定 金 庫 庫 又は 郵便 局 又は 取 名	金庫又は郵便局印					領収日付印

備 考	金庫又は郵便局印	領収日付印
-----	----------	-------

納付書

県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第 号	(納入)住所					
昭和 年度	氏名					
(款)	(項)	(目)	期			
県 税	普 通 税	事 業 税				
税 額	十 万 千 百 十 円					
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						
計						
納 期 限	昭和 年 月 日					
払い込むべき場所 鳥取県 支金庫 郵便局						
日 計	十 万 千 百 十 円					局 受 付 金 庫 印
口						領収日付印

備 考 (1) 第二期分は徴税令書を除き四連式とする。
 (2) 県金庫に納付するときは、領収済通知書(副本)を除く。

第三号様式を次のように改める。

00689

領収済通知書(副本) ㊤

県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第 号	(納人) 住所					
昭和 年度	氏 名					
(款)	(項)	(目)	期			
県 税	普 通 税	事 業 税				
税 額	十 万 千 百 十 円					
督 促 手 数 料						
延 滞 金						
延 滞 加 算 金						
計						
納 期 限	昭 和 年 月 日					
上記のとおり領収しましたので通知します。						

(裏 面) 領 収 証 書 ㊤

県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第 号	(納人) 住所					
昭和 年度	氏 名					
(款)	(項)	(目)	期			
県 税	普 通 税	事 業 税				
税 額	十 万 千 百 十 円					
督 促 手 数 料						
延 滞 金						
延 滞 加 算 金						
計						
納 期 限	昭 和 年 月 日					
上記のとおり領収しました。						

- 注 意
- 納税者は、この県税の賦課について、まちがい又はあやまりがあると認める場合には、地方税法第72条の65の規定に基づいて、この徴税令書を受取つた日から30日以内に所轄県税事務局長を経由して知事に対して、文書により異議の申立をすることができます。
 - 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることになります。

税徴税令書

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所		
昭和 年度	氏 名		
課税客体	課税標準額	税 率	
期 別	納 期 限	税 額	
	昭和 年 月 日	十 万 千 百 十 円	
	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		
納付場所	鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局		
上記のとおり納めて下さい。			
1. この県税は、地方税法第73条の2、鳥取県条例第61条の規定により賦課されたものです。			
2. 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切り捨てる。)につき1日3銭の割合で計算した額で延滞金を徴収します。			
昭和 年 月 日			
鳥取県知事 氏 名 印			

金領 庫又は 日付 郵便局 印	
-----------------------------	--

領収済通知書(正本)

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所		
昭和 年度	氏 名		
(款)	(項)	(目)	
県 税	普 通 税		
税 額	十 万 千 百 十 円		
督 促 手 数 料			
延 滞 金			
延 滞 加 算 金			
計			
納 期 限	昭和 年 月 日		
上記のとおり領収しましたので通知します。			
備 考		金領 庫又は 日付 郵便局 印	

備 考		金領 庫又は 日付 郵便局 印	
-----	--	-----------------------------	--

納付書

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所		
昭和 年度	氏 名		
(款)	(項)	(目)	
県 税	普 通 税		
税 額	十 万 千 百 十 円		
督 促 手 数 料			
延 滞 金			
延 滞 加 算 金			
計			
納 期 限	昭和 年 月 日		
払い込むべき場所 鳥取県 支金庫 郵便局			
日 計	受局 領収 日付 郵便局 印		
口	十 万 千 百 十 円		

第三号様式その二

備 考 (1) この徴税令書は、不動産取得税、県が課する固定資産税及び条例第127条第2項の規定により課する狩猟者税について使用する。
 (2) 第二期分以降は徴税令書を除き四連式とする。
 (3) 県金庫に納付するときは、領収済通知書(副本)を除く。

00691

領収済通知書(副本) ㊟

県 税	口座 番号	松江公	番	加入者	鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住 所				
昭和 年度	氏 名				
(款)	(項)	(目)			
県 税	普 通 税				
税 額	十 万 千 百 十 円				
督 促 手 数 料					
延 滞 金					
延 滞 加 算 金					
計					
納 期 限	昭和 年 月 日				
上記のとおり領収しましたので通知します。					

(裏 面) 領 収 証 書 ㊟

県 税	口座 番号	松江公	番	加入者	鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住 所				
昭和 年度	氏 名				
(款)	(項)	(目)			
県 税	普 通 税				
税 額	十 万 千 百 十 円				
督 促 手 数 料					
延 滞 金					
延 滞 加 算 金					
計					
納 期 限	昭和 年 月 日				
上記のとおり領収しました。					

注 意

1. 納税者は、この県税の賦課について、まちがい又はあやまりがあると認める場合には、地方税法第73条の33の規定に基づいて、この徴税合書を受取つた日から30日以内に所轄県税事務局長を経由して知事に対して、文書により異議の申立をすることができます。
2. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

昭和36年4月30日

日曜日

鳥取県公

00692

(号外)第31号

娯楽施設利用税徴税令書

県税	口座番号 松江公	加入者 鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所	
昭和 年度	氏名	
課税客体	課税標準額	税率
期 別	納 期 限	税 額
	昭和 年 月 日	十 万 千 百 十 円
	昭和 年 月 日	
納付場所	鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局	
上記のとおり納めて下さい。		
1. この県税は、地方税法第75条、鳥取県税条例第77条の規定により賦課されたものです。		
2. 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切り捨てる。)につき1日3銭の割合で計算した額で延滞金を徴収します。		
昭和 年 月 日		
鳥取県知事氏 名 印		

金庫又は郵便局印	領収日付印
----------	-------

(表 面)

領収済通知書(正本)

県税	口座番号 松江公	加入者 鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所	
昭和 年度	氏名	
(款) 県税	(項) 普通税	(目) 娯楽施設税
税 額	十 万 千 百 十 円	
督促手数料		
延滞金		
延滞加算金		
計		
納 期 限	昭和 年 月 日	
上記のとおり領収しましたので通知します。		
指定金庫又は取	金庫又は郵便局印	領収日付印

備考	金庫又は郵便局印	領収日付印
----	----------	-------

納 付 書

県税	口座番号 松江公	加入者 鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所	
昭和 年度	氏名	
(款) 県税	(項) 普通税	(目) 娯楽施設税
税 額	十 万 千 百 十 円	
督促手数料		
延滞金		
延滞加算金		
計		
納 期 限	昭和 年 月 日	
払い込むべき場所 鳥取県 支金庫 郵便局		
日 計	千 百 十 千 百 十 円	受局領収日付印
口		金庫又は郵便局印

第三号様式(昭和36年)

備考 県金庫に納付するときは、領収済通知書(副本)を除く。

昭和36年4月30日

日曜日

鳥取県公報

(号外)第31号

領収済通知書(副本)



県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第号	(納人)住所					
昭和年度	氏名					
(款) 県税	(項) 普通税	(目) 娯楽施設税				
税額	十 万 千 百 十 円					
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						
計						
納期限	昭和 年 月 日					
上記のとおり領収しましたので通知します。						

(裏面)

領収証書



県税	口座番号	松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第号	(納人)住所					
昭和年度	氏名					
(款) 県税	(項) 普通税	(目) 娯楽施設税				
税額	十 万 千 百 十 円					
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						
計						
納期限	昭和 年 月 日					
上記のとおり領収しました。						

注意

1. 納税者は、この県税の賦課について、まちがい又はあやまりがあると認める場合には、地方税法第99条の規定に基づいて、この徴税令書を受取つた日から30日以内に所轄県税事務所長を経由して知事に対して、文書により異議の申立をすることができます。
2. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

00694

昭和36年4月30日

日曜日

鳥取県公報

(号外)第3.1号

自動車税徴税令書

県税	口座番号 松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第号	(納入)住所				
昭和年度	氏名				
課税客体	課税標準額	税率	税額		
	米人				
期別	納期限	税額			
第1期	昭和年月日	十 万 千 百 十 円			
第2期	昭和年月日				
随時	昭和年月日				
納付場所	鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局				
上記のとおり納めて下さい。					
1. この県税は、地方税法第145条、鳥取県税条例第109条の規定によつて、自動車の所有者に自動車税が課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も、売主とともに納税義務があります。					
2. 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは切り捨てる。)につき1日3銭の割合で計算した額の延滞金を徴収します。					
昭和 年 月 日					
鳥取県知事氏 名 印					

金庫又は郵便局印	領収日付印
----------	-------

(表

面)

領収済通知書(正本)

県税	口座番号 松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第号	(納入)住所				
昭和年度	氏名				
(款)	(項)	(目)			
県税	普通税	自動車税			
税額	十 万 千 百 十 円				
督促手数料					
延滞金					
延滞加算金					
計					
納期限	昭和年月日				
上記のとおり領収しましたので通知します。					
指定金庫又は郵便局取	金庫又は郵便局印				領収日付印

備考	金庫又は郵便局印	領収日付印
----	----------	-------

納付書

県税	口座番号 松江公	番	加入者	鳥取県	支金庫
第号	(納入)住所				
昭和年度	氏名				
(款)	(項)	(目)			
県税	普通税	自動車税			
税額	十 万 千 百 十 円				
督促手数料					
延滞金					
延滞加算金					
計					
納期限	昭和年月日				
払い込むべき場所 / 鳥取県 支金庫 郵便局					
日	計	受付金庫又は郵便局印			
口	十 万 千 百 十 円				

第三号様式その四

備考 (1) 第二期分は徴税令書を除き四連式とする。
(2) 県金庫に納付するときは、領収済通知書(副本)を除く。

昭和36年4月30日

日曜日

00675

鳥取県

公報

(号外)第31号

領収済通知書(副本)

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県	支金庫
第号	(納人)住所			
昭和年度	氏名			
(款) 県税	(項) 普通税	(目) 自動車税		
税額	十 万 千 百 十 円			
督促手数料				
延滞金				
延滞加算金				
計				
納期限	昭和 年 月 日			
上記のとおり領収しましたので通知します。				

(裏面)

領収証書

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県	支金庫
第号	(納人)住所			
昭和年度	氏名			
(款) 県税	(項) 普通税	(目) 自動車税		
税額	十 万 千 百 十 円			
督促手数料				
延滞金				
延滞加算金				
計				
納期限	昭和 年 月 日			
上記のとおり領収しました。				

注意

1. 納税義務が消滅した者は、その消滅した月まで月割をもつて自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、県税条例第114条の規定によつて申告して下さい。
2. 納税者は、この県税の賦課についてまちがい又はあやまりがあると認める場合は、地方税法第164条の規定に基づいて、この徴税令書を受取つた日から30日以内に所轄県税事務所長を經由して知事に対して文書により異議の申立をすることができます。
3. 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

00696

鉾区税徴税令書

県税	口座番号 松江公	加入者 番	鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所		
昭和 年度	氏 名		
課税客体	課税標準額	税 率	
期 別	納 期 限	税 額	
	昭和 年 月 日	十 万 千 百 十 円	
	昭和 年 月 日		
納付場所	鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局		
上記のとおり納めて下さい。			
1. この県税は、地方税法第178条、鳥取県税条例第118条の規定により賦課されたものです。			
2. 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切り捨てる。)につき1日3銭の割合で計算した額で延滞金を徴収します。			
昭和 年 月 日			
鳥取県知事 氏		名 印	

領収日付印 金庫又は郵便局	
------------------	--

(表

面)

領収済通知書(正本)

県税	口座番号 松江公	加入者 番	鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所		
昭和 年度	氏 名		
(款)	(項)	(目)	
県 税	普 通 税	鉾 区 税	
税 額	十 万 千 百 十 円		
督促手数料			
延滞金			
延滞加算金			
計			
納 期 限	昭和 年 月 日		
上記のとおり領収しましたので通知します。			
備 考	領収日付印 金庫又は郵便局		

備 考	領収日付印 金庫又は郵便局		
-----	------------------	--	--

納 付 書

県税	口座番号 松江公	加入者 番	鳥取県 支金庫
第 号	(納人) 住所		
昭和 年度	氏 名		
(款)	(項)	(目)	
県 税	普 通 税	鉾 区 税	
税 額	十 万 千 百 十 円		
督促手数料			
延滞金			
延滞加算金			
計			
納 期 限	昭和 年 月 日		
払い込むべき場所 鳥取県 支金庫 郵便局			
日 計	十 万 千 百 十 円		
口			
	受付領収日付印 金庫又は郵便局		

第三号様式その五

備 考 県金庫に納付するときは、領収済通知書(副本)を除く。

昭和36年4月30日

日曜日

00697

鳥取県公報

(号外)第31号

領収済通知書(副本)

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県 支金庫
第号	(納人)住所		
昭和 年度	氏名		
(款)	(項)	(目)	
県税	普通税	鉾区税	
税 額	十 万 千 百 十 円		
督促手数料			
延滞金			
延滞加算金			
計			
納 期 限	昭和 年 月 日		
上記のとおり領収しましたので通知します。			

(裏面)

領 収 証 書

県税	口座番号 松江公	番	加入者 鳥取県 支金庫
第号	(納人)住所		
昭和 年度	氏名		
(款)	(項)	(目)	
県税	普通税	鉾区税	
税 額	十 万 千 百 十 円		
督促手数料			
延滞金			
延滞加算金			
計			
納 期 限	昭和 年 月 日		
上記のとおり領収しました。			

注 意

1. 納税者は、この県税の賦課について、まちがい又はあやまりがあると認める場合には、地方税法第179条の規定に基づいて、この徴税合書を受取つた日から30日以内に所轄県税事務局長を経由して知事に対して、文書により異議の申立をすることができます。
2. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

第四号様式を次のように改める。

納 額 告 知 書

第 号	昭和	年度	歳入
一般会計			
納 人	住所		
氏名			
款 項			
目 節			
金額	千	百	万
	方	十	千
		百	十
			円
ただし			

上記金額を昭和 年 月の日までに鳥取県金庫又は鳥取県支金庫に納付して下さい。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

収支命令
者印

領 収 通 知 書

第 号	昭和	年度	歳入
一般会計			
納 人	住所		
氏名			
款 項			
目 節			
金額	千	百	万
	方	十	千
		百	十
			円
ただし			

上記金額を領収したので通知します。

昭和 年 月 日

鳥取県金庫 印

県金庫印

領 収 証 書

第 号	昭和	年度	歳入
一般会計			
納 人	住所		
氏名			
金額	千	百	万
	方	十	千
		百	十
			円
ただし			

上記金額を領収しました。

昭和 年 月 日

鳥取県金庫 印

第四号様式

第七号様式を次のように改める。
第七号様式 削除
第十三号様式を次のように改める。

第十三号様式

(表 面)

(納 税 者 の 氏 名)	郡市
	村町
殿	

(裏 面)

第 号	督 促 状		
昭和 年度	税 目	税	期分 (月) 納期限 昭和 年 月 日
税 額	円		
督促手数料	1 0 円		
延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額100円(100円未満は切り捨てる。)につき1日3銭の割合で計算した金額		
加算金	円		
加算金	円		
<p>上記のとおり、滞納となつていますから、至急鳥取県本(支)金庫に納付して下さい。</p> <p>なお、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切り捨てる。)につき1日3銭の割合を乗じて得た金額を延滞加算金として徴収します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 氏 名 関</p>			

備考 1. 地方税法第15条の3の規定によつて徴収猶予を受けた税については「延滞金」欄中「1日3銭」を「1日2銭」と読み替えて計算した額です。

2. 延滞加算金額についてその額が税額の $\frac{5}{100}$ の額をこえるときは、税額の $\frac{5}{100}$ の額とします。

御注意 督促状発付の日から起算して10日を経た日までに完納しないときは、財産差押を受けなければならないことになります。

(注) 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

第十四号様式「昭和 年 月 日までに必ず納付して下さい。」と「昭和 年 月 日までに納付書により、鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局に納付して下さい。」と定める。

第十五号様式「昭和 年 月 日までに必ず納付して下さい。」と「昭和 年 月 日までに納付書により、鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局に納付して下さい。」と定める。

第三十三号様式「昭和 年 月 日までに必ず納入(納付)して下さい。」と「昭和 年 月 日までに納入書又は納付書により、鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局に納付して下さい。」と定める。

第三十一号の二様式「条例第三百三十六条第二項」及び第三十二号の二様式「と定める」。

第三十二号の三様式

昭和 年 月分 軽油引取税納付申告書 (条例第三百三十六条第二項該当)

鳥取県知事氏 名 殿	納税義務者		事業所の所在地	局 番
	氏名又は名称印	電話番号		
県税条例第三百三十六条第二項に規定する軽油の販売総数量		(イ)	(リットル)	備 考
軽油引取税の課された軽油の数量		(ロ)	(リットル)	
揮発油引取税の課されるべき揮発油の数量		(ハ)	(リットル)	
揮発油税の課された揮発油の数量		(ニ)	(リットル)	
揮発油税の課されるべき揮発油の数量		(ホ)	(リットル)	
差引課税標準量 (イ) - { (ロ) + (ハ) + (ニ) + (ホ) }	(イ)			
税 率	(イ)			
税 額	(イ) × (イ)			
納付日	昭和 年 月 日	納付場所	金庫(局)	

第三十五号様式の次に次の二様式を加える。

00704

第三十六号の二様式

軽油引取税の納入義務免除申請書

徴収不能(又は天災等による喪失)額等の内訳

年度	月別	申告納入 期限	徴収不能となつた (又は天災による 喪失) 税 額	徴収不能となつた (又は天災等によ る喪失) 軽油の代 金	事 由
		..	円	円	
		..			
		..			
		..			
		..			
		..			
計					

備
考

上記のとおり県税条例第百四十三条の二の規定により証明書を添付して申請
します。

昭和 年 月 日

住所
申請者 氏名

鳥取県知事, 氏 名 殿

00703

第三十六号様式

軽油引取税の還付申請書

徴収不能(又は天災等による喪失)額等の内訳

年度	月別	申告納入 年月日	申告納入 税 額	左の内徴収不 能(又は天災 等による喪 失) 税 額	徴収不能(又 は天災等によ る喪失)とな つた軽油の代 金	事 由
		..	円	円	円	
		..				
		..				
		..				
		..				
		..				
計						

備
考

上記のとおり県税条例第百四十三条の二の規定により証明書を添付して申請
します。

昭和 年 月 日

住所
申請者 氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

附則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の施行の日から施行する。(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)中個人の県民税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。(事業税に関する規定の適用)

3 新条例中個人の事業税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。(料理飲食等消費税に関する経過規定)

4 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定により登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊並びにその他の利用行為で施行令で定めるものに対しては、昭和三十七年三月三十一日までの間は料理飲食等消費税を課さない。

十一日までの間は料理飲食等消費税を課さない。

(自動車税に関する規定の適用)

5 新条例中自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の自動車税から適用し、昭和三十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過規定)

6 昭和三十六年度分の自動車税に限り、新条例第百十三条中「第一期四月二十日から同月三十日まで」とあるのは「第一期五月二十日から同月三十一日まで」と、第百十六条の二第二項中「四月二十日」とあるのは「五月二十日」と読み替えるものとする。

(軽油引取税に関する規定の適用)

7 新条例第百四十九条の二の規定は、この条例施行の日以後における軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税から適用する。

(税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収)

8 この条例の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者(以下附則第十項までにおいて「販売業者等」という。)が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者

者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この条例の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(以下「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合においては、当該引渡し又は移出を新条例第百三十六條に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新条例の規定(第百三十八條第二号及び第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第百四十條の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二百円とする。

9 この条例の施行前において特約業者又は元売業者がこの条例による改正前の条例(以下「旧条例」という。)の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この条例の施行後において当該譲渡を受けた軽油(前項の規定により課税される軽油を除く。)を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、

新条例の規定(第百三十八條第二号及び第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第百四十條の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二百円とする。

10 この条例の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下附則第十二項までにおいて「小売業者」という。)が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外から保管を委託されている軽油の数量が次項の免税証に記載された軽油の数量とあわせて県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの条例の施行の日の特約業者又は元売業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新条例の規定(第百三十八條第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第百四十條の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二百円とする。

11 この条例の施行前において免税軽油の使用から免

税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、この条例の施行の際当該免税証を所持している場合において、当該免税証に記載された免税軽油の数量が前項の軽油の数量とあわせて県内において一キロリットル以上であるときは、当該小売業者がこの条例の施行の日に特約業者又は元売業者から当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行なったものとみなし、新条例の規定を適用する。

この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百四十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二百円とする。

12 前三項の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、この条例の施行の日（附則第九項の場合にあつては、特約業者又は元売業者が譲渡をした日）から起算して十五日以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他必要事項を知事の定める申告書に記載して知事に

提出し、及びその税額を納付しなければならない。

13 新条例第四百九条の規定は、地方税法の一部を改正する法律附則第四十九条第二項の場合について準用する。

（旧条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税の取扱い）

14 旧条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税については、なお従前の例による。

（委任）

15 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
（定価 一部月極 二〇円）（送料共）